

## (指定信用情報機関制度)

(監督局 総務課金融会社室)

### 1. 制度の概要

多重債務問題解決の重要な柱の1つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された制度。

### 2. 指定、登録等の基準

#### ◆貸金業法◆

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。以下この章において同じ。)であること。

二 第四十一条の三十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 役員(業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)、取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ニ 第四十一条の三十三第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
- ホ 第四十一条の三十三第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- ヘ この法律若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 五 その取り扱う信用情報の規模として内閣府令で定めるものが、信用情報提供等業務を適正かつ効率的に行うに足りるものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 六 信用情報提供等業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎で内閣府令で定めるものを有すると認められること。
- 七 その人的構成に照らして、信用情報提供等業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

## 2 （略）

### ◆貸金業法施行規則◆

#### （信用情報の規模）

第二十八条 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者（法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。第三十条の二十二、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号を除き、以下同じ。）の数及び保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額とする。

2 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 加入貸金業者の数が百以上であること。
- 二 保有する個人信用情報に係る貸付けの残高（加入貸金業者を債権者とする貸付けに係るものに限る。）の合計額が五兆円以上であること。

(財産的基礎)

第二十九条 法第四十一条の十三第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、法第四十一条の十四第二項第四号に規定する貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上であることとする。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
株式会社 シー・アイ・シー	平成 22 年 3 月 11 日	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号新宿ファーストウエスト 15 階 Tel (03) 3348-0601	貸金業法第 41 条の 14 に定める申請書の提出があり、同法第 41 条の 13 に定める要件を備えると認められたため。
株式会社 日本信用情報機構	平成 22 年 3 月 11 日	東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号住友不動産上野ビル 5 号館 Tel (03) 3842-7000	

### 4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし。

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

上記法人の料金は、以下のホームページに記載されている。当該料金については、貸金業法第 41 条の 20 によるものである。

○ 日本信用情報機構  
<https://www.jicc.co.jp/faq/whole/>

○ 株式会社シー・アイ・シー  
<https://www.cic.co.jp/mydata/index.html>

### 6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 3 年 9 月 1 日

現在）

特に問題は認められない。